

役員等報酬規程

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香南会（以下「法人」という。）定款第8条及び第23条第1項の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事のうち理事長、副理事長及び常務理事（以下「常勤役員等」という。）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 職務のため出張した場合は交通費および宿泊料の実費相当額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 法人の業務を行うため、出勤した距離が片道20km以上の場合、出張旅費・転勤費用規程により算出した車賃及び有料道路利用料の額
- (3) 職務のため出張した場合は交通費及び宿泊料の実費相当額

(法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、この規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤職員等に関する報酬は、毎月27日とする。ただし、その日が休日又は金融機関の休業日にあたる場合は、その前日を支給日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 前条第3項により計算した金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨て端数処理を行う。

(公表)

第9条 法人は、この規定を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 理事長及び常勤の副理事長・常務理事の報酬及び旅費に関する規程、非常勤役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

4 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

| 役職名 | 報酬の額 |
|------|-------------|
| 理事長 | 月額 750,000円 |
| 副理事長 | 月額 720,000円 |
| 常務理事 | 月額 700,000円 |

ただし、上記、理事長が非常勤となった場合は月額37,500円、副理事長が非常勤となった場合は月額36,000円を出勤日数に応じて支給する。

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

| 業務内容 | 日額 |
|-----------------|--------|
| 評議員会への出席 | 6,000円 |
| 上記の他、法人用務のための出勤 | 6,000円 |

(2) 理事

| 業務内容 | 日額 |
|-----------------|--------|
| 理事会への出席 | 6,000円 |
| 上記の他、法人用務のための出勤 | 6,000円 |

(3) 監事

| 業務内容 | 日額 |
|-------------------------------|---------|
| 監事監査への出席 | 30,000円 |
| 上記の他、評議員会・理事会への出席及び法人用務のための出勤 | 6,000円 |